

新型コロナウイルス感染症に関する登校自粛の取り扱いについて

下表 1~5 の要件に該当する場合、以下の項目いずれも必ず順守してください

- ・必ず速やかに光華 navi「その他」の「コロナ健康状況報告フォーム」に入力してください。
- ・1~4は登校自粛となります。授業は欠席扱いにはなりません。(学校保健安全法第 19 条に基づく出席停止)
- ・登校自粛の期間中、オンライン(課題学習等を含む)による受講(出席)は可能です。
- ・1~5いずれの場合も登校自粛解除については、事前に保健室(TEL 075-325-5313)に連絡し、登校自粛解除の確認を受けてから登校してください。

登校自粛の要件		登校自粛などの具体的対応等
1	・自分に発熱等の風邪症状がある場合 発熱、咳、のどの痛み、鼻水、鼻づまり、 頭痛、だるさ、息苦しさ、嗅覚・味覚異常、 下痢、おう吐などがある。	① (1)(2)(3)いずれも発症日から登校自粛とします。
	(1)PCR 検査の必要なし	↓ ②登校自粛の解除など 症状が続いている場合は登校自粛とします。症状が快癒した場合、必ず保健室へ電話し、登校自粛解除の確認を受けてください。
	(2)PCR 検査陰性の場合	症状が続いている場合は登校自粛とします。症状が快癒した場合、必ず保健室へ電話し、登校自粛解除の確認を受けてください。
	(3)PCR 検査陽性の場合	医師や保健所等により自宅待機解除もしくは外出許可を受けた後、保健室へ電話し、登校自粛解除の確認を受けてください。
2	・自分が濃厚接触者と特定された場合 ・自分が「COCOA」および「こころ」など国および京都府・大阪府などが運営する追跡アプリから通知を受けた場合	① 濃厚接触者と特定された日、または COCOA などの通知を受けた日から登校自粛とします。 ② 登校自粛の解除 感染者と最後に接触した日、または COCOA などで陽性者との接触が確認された日、いずれかの翌日から起算して 14 日を経過した場合。
3	同居している方が濃厚接触者と特定された場合	① 同居している方が濃厚接触者と特定された日から登校自粛とします。 ② 登校自粛の解除 同居している方が PCR 検査で陰性、かつ同居している方や自分に発熱や咳等の症状がない場合。
4	海外から帰国・入国した場合	① 帰国・入国の翌日から起算して 14 日間は登校自粛とします。
	帰国・入国の際に陰性の場合	↓ ②登校自粛の解除など 14 日間経過後、症状がない場合
	帰国・入国の際に陽性の場合	医師や保健所等により自宅待機解除もしくは外出許可を受けた後、保健室へ電話し、登校自粛解除の確認を受けてください。
5	同居している方が海外から帰国・入国した場合	①自宅で当該同居人が外出自粛をする場合、同居人の帰国後 14 日間は慎重に経過観察をしてください(この間は登校自粛を要請しません)。ただしこの間に、同居人が発症した場合は、上記 2 に準じ、その日から登校自粛とします。 ※帰国した同居人がホテルでの待機(外出自粛)の場合はこの限りではありません)

※ この通知は今後状況に応じて変更する場合があります。